

もくじ

島田 けい子 議員 代表質問・・・1
他会派の代表質問項目・・・20

●京都府議会 2017年12月定例会が12月1日に開会し、12月6日に日本共産党の島田けい子議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

12月定例会 代表質問

島田けい子議員（日本共産党・京都市右京区）

2017年12月6日

日本共産党の島田敬子です。党府議会議員団を代表して、先に通告しています数点について質問いたします。

消費税増税を財源にする財界いいなりの社会保障切り捨てやめよ

【島田】まず暮らしと経済についてです。先日、内閣府が発表した今年7月～9月期の国内総生産は、4月～6月期に比べて実質で0.3%増と四半期連続の増加となったものの、内需は0.2%減でGDPの約6割を占める個人消費は実質で前期比0.5%減と四半期ぶりの落ち込みとなっており消費の低迷は明らかです。

自民党政権が進めてきた労働法制の度重なる改悪で、正規労働者は減り続ける一方、非正規雇用者が増加する中、ブラック企業がはびこり働く貧困層が増大しました。本府のワーキングプア率は2002年以降、全国ワースト3位～4位で推移し非正規雇用率は42%と全国3番目の高さです。消費税の増税や年金の引き下げと医療や介護の負担増で、高齢者の貧困も増大しています。中小企業は7割が赤字経営を余儀なくされています。そのうえ、今年度は度重なる台風、豪雨災害で甚大なる被害がもたらされ、被災者は暮らしの再建に途方に暮れている方も多いのです。

決算審議では知事が期待した地方消費税については、輸出還付金の見直しや消費不況等によりマイナス50億円以上と減収となり、全体が200億円規模で税収が落ち込む結果となったことが明らかになりました。消費税増税は、暮らしも営業も破壊し消費不況を拡大することは明らかです。現在の京都の経済と府民の暮らしの現状を踏まえるなら増税する環境にないと考えますが、いかがですか。

総選挙の翌日、経団連会長は「痛みを伴う改革を推進せよ」と、「計画通りの消費税率の引き上げ」と「社会保障制度の改革削減」を迫り、法人税の実効税率の25%への引き下げをセットで要求しました。それに応じて、医療、介護、社会保障のあらゆる分野で給付削減を行う案が財務省や内閣府で検討されています。

安倍政権の言う「全世代型社会保障への転換」は、全世代への社会保障切り捨てであり社会保障予算の抑制にあります。財務省は75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を1割から2割へ引き上げる等の案を示しています。これは、深刻な受診抑制をもたらす病状悪化につながるもので到底許すことはできないと考えますが、いかがですか。

都道府県化は国保料の高騰につながる

【島田】これまで安倍内閣は「医療介護総合法」「医療保険改革法」など、公的な医療や介護制度の根幹にかかわる法改悪を強行してきました。これらの法律の中核部分は来年2018年に本格始動します。その一つが、国民健康保険の都道府県化です。今回の都道府県化は医療費抑制をねらう財界と大企業の最大の眼目なのです。10月6日の定例記者会見で知事は「昔、国保の都道府県化する時もたった一人から

始めました」と述べられましたが、社会保障切り捨ての安倍政権のお先棒を真っ先に担いでいるといわなければなりません。

都道府県化が、国保料を下げたいという願いに応えることができるかどうかは府民にとっては最大の問題です。現在、国民健康保険加入世帯は39万2424世帯ですが、高すぎる国保料が払えない滞納世帯は4万2251世帯で加入世帯の1割を超えています。短期保険証は19万8831世帯、窓口で10割負担になる資格証明書交付世帯は、京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、八幡市、精華町で4595世帯となっています。そもそも、国保料高騰の最大の原因は、1980年代には50%あった国庫負担が現在25%に引き下げられたためです。3400億円の一時的財政補助では解決できないことは明らかであり、都道府県化を進めた知事の責任は重大です。

先ごろ示された京都府国民健康保険運営方針の中間案では、決算補填を目的とする法定外の一般会計繰入を「赤字」と決めつけ、計画的な解消・削減の取り組みを検討するとしています。これは、保険料の負担緩和を図るためのものや医療費の増大に対応するための繰り入れが解消されることになり、結果的に保険料への転嫁・高騰につながると考えますが、いかがですか。

厚生労働省は10月23日、2018年度の予算推計をベースとして仮係数を通知しました。11月には、財政基盤強化のための1700億円の9割にあたる1500億円を反映した実際に近い形で納付金の試算が各都道府県で行われ、すでに公表していた数値も含め32都道府県で公表されています。知事は9月定例会で「きちんとした条件がそろえば公表する」と答弁されました。国民健康保険は府民市民のためのものであり、納付金や保険料の試算結果を速やかに公表すべきですが、いかがですか。

低所得者に対する介護保険制度の軽減対策を

【島田】次に介護保険制度改革についてです。2000年にスタートした介護保険制度は制度の見直しのたびにどんどん後退し、「保険あって介護なし」「国家的詐欺」とまで言われる事態になっています。2015年実施の改定では要支援1、2の訪問介護、通所介護を保険から外し、特別養護老人ホーム入所の原則を要介護3以上に限定し、年金収入280万円以上の2割負担、低所得の施設入所者への食費、部屋代の補助要件が厳しくされました。さらに、制度スタート時には2848円だった介護保険料が5812円と2倍になりました。特別養護老人ホームの待機者は府内では8000人を超えました。こうした改悪が利用者や家族にどんな影響をもたらしているのでしょうか。認知症の人と家族の会が昨年、利用者・家族へのアンケート調査を行いました。「ショートステイ利用で月8000円も負担が増え利用回数を減らした。このまま負担が増えれば生活が成り立たず、介護家族は共倒れになる」「月7万3000円の負担増で年金だけでは不足し、やむなく施設を退所させた」「認知症の母親と要介護の父とけんかが絶えない。高齢者虐待や介護殺人も他人事とは思えない」など、びっしりと書かれています。本府が実施した利用者アンケートでも、今回利用料が2倍になった方々の7割が「負担が大きい、やや大きい」と答えられています。

「これ以上の負担には耐えられない」というこれらの声や、低所得者が制度から事実上排除されている現状について、どのように認識されていますか。また、低所得者への軽減対策の必要性について、どのような検討をされているか、伺います。

介護保険の生活援助の利用制限はやめよ

【島田】安倍政権は、要支援1、2に続き、要介護1、2の軽度者への介護給付の大幅な削減を狙っています。平成28年度末の京都府内の要介護認定者は14万5000人、内、要支援1から要介護2の方は9万4000人と、認定者全体の65.4%になっています。京都府の認知症高齢者は約17万人と推計されています。これらの人たちに重大な影響が出るのです。

認知症の人が在宅生活を送る上で、朝昼晩と1日3回、食事や服薬等の援助は命をつなぐために基本となるサービスです。認知症に限らず、在宅で一人暮らしや高齢夫婦の方々が、介護サービスを利用しながら懸命に生きていらっしやいます。これを制限するという事は、命を切り捨てることにはほかなり

ません。

介護報酬改定の議論の中で、訪問介護について掃除や調理など直接体に触れない「生活援助」について、厚生労働省がきめた基準を超える利用は市町村のケア会議等で検証し「是正」を求めるとして利用回数を制限しようとしています。これらに対して、「認知症の人と家族の会」の皆さんや介護現場から怒りの声が上がっています。介護の実態を無視した生活援助の報酬引き下げ・利用制限に対し、きっぱり反対すべきと考えますが、いかがですか。

介護労働者への賃金引き上げを。政府の報酬削減中止を求めよ

【島田】 介護人材確保について、厚生労働省は「2025年に約38万人の不足」と発表しました。現状でも、介護福祉人材の不足は深刻化しています。11月22日、府民厚生常任委員会の調査で宮津総合実習センターに伺いましたが、峰山福祉会が新設した特別養護老人ホームは介護職員が確保できず20床は運用できない状況でした。府内各地でショートステイのベッド閉鎖や訪問介護から撤退した事業所もあります。

在宅を支えるホームヘルパーの不足も深刻です。4月から始まった総合事業のもとで事態はさらに深刻になっています。緩和型サービスで15%の報酬削減を行った京都市内ではヘルパーを募集しても全く応募がなく、新たな利用者を受け入れられない事態、ヘルパー難民ともいう事態が広がっています。

介護職員の不足の最大の原因は介護労働者の賃金水準が全産業労働者と比べて、月額10万円も低く働き続けることが困難であることです。4.2%ものマイナス改定となった2015年介護報酬改定では、新たな介護職員の処遇改善加算がプラスされたものの、多くの事業所経営が困難になる中で介護労働者の処遇が引き下げられているのが実態ではないでしょうか。さらに、来年4月には介護報酬のさらなる引き下げが狙われています。経営難で事業所の倒産・廃業などがさらに広がれば、地域の介護基盤を大きく掘り崩すことになりかねません。11月15日には全国老人保健施設協会など11団体が「介護の現場を守るための署名」180万筆を政府に提出し必要な財源確保を求めたところです。

そこで伺います。介護の担い手不足が深刻になっている現状について認識はいかがですか。介護労働者の賃金の引き上げが必要であり介護報酬とは別枠の国費の投入による賃金引き上げをはかるべきと考えます。政府に対し介護報酬の削減中止を強く求めるべきです。いかがですか。

【知事・答弁】 まず消費税についてでありますけれども、全国のH28年度の税収を見ますと、四半期ぶりに落ちたということは、それまではずっと上がってきたということなんですけれども、税収は引き上げ前のH25年度と比べますと国税の消費税で約1.6倍、地方消費税で約1.8倍で、いずれも税率の引き上げ割合を上回っているんですね。そうした面では、税収は比較的安定して推移をしていると思います。経済は生き物であり、リーマンショックのようなことがあれば対応していくと発言されておりますけれども、京都府といたしましても経済状況には充分配慮していただきたいと考えております。ただ、消費税のあり方自身については、かねてから申し上げておりますように、こうした経済状況に加え少子高齢化の社会の中で必要となる介護や子育て支援などの社会保障政策の充実へ、どう再配分していくかという問題を抜きにしては語れないと思いますので、そうした中で、安定的な歳入と歳出を作り上げていくというようにして視点で、物事を判断すべきだと思います。

次に、全世代型社会保障についてでありますけれども、高齢化はこれから進む一方で、少子化問題など社会に深刻な影響がでてきています。教育費など子育て世代から数が減ってくる働く世代の負担軽減等ですね、全世代型の対策が間違いなく必要になってまいります。このため全国知事会におきましても、支えられる側と支える側を共に支援していこうじゃないかという形の全世代型社会保障の転換が不可欠と考え、国に対し緊急提言をおこなったところであります。ただし問題となるのは財源であります。医療の分野を見ても国民皆保険制度を守るために京都府は国民健康保険と高期高齢者医療制度の両制度合わせて、約600億円を投入しておりますけれどもこれから高齢化時代になってどんどん増えていくのは間違いありません。こうして今後の高齢化社会を考えれば財源論なくして社会保障制度は安定的かつ持続

的な形で、次世代に引き継いでいくことは困難でありまして、この点から私は全国知事会長として「安定財源の確保について」も引き続き国に強く求めていきたいと考えていきたいと思っております。

国民健康保険については、いよいよH30年度から都道府県単位化の前提が進みます。都道府県がやると悪くなるという話はないと思っております。市町村がやればよくて都道府県がやると悪くなるというのは、都道府県が否定されているようでいやなんですけれども、そうではないです。今、やっぱり京都の場合でも市町村で1300人ぐらいの市町村まであります。そうしたところで保険制度を安定的に維持できるかどうかと言ったら、将来的に見ると非常にむずかしいのではないかと。保険ということを考えれば、大きな財政基盤の中で物事を考えて行く必要があるのではないかと。ということで、都道府県化を進めているわけでありまして、改悪とかそういった話はその制度の中では全く中立であります。ただ、国に対しても、こうした制度を都道府県が引き受けるよう、しっかりと国がお金を出すということでちょうど全国の法定額の繰り入れ額に相当する3400億円の公費拡充が実現をすることになりました。

ですから、今よりも確実に国費は3400億円入ってくるわけでありまして、高齢化によって国保自身の支出が増えるということを除きますと、市町村の財政負担の軽減には確実につながるということは間違いないと思っております。そして、都道府県単位化後も政策判断によって法定外繰り入れは可能な仕組みとなっております。市町村が今までどおり国保への財政支援を行えば、需要の方の変動は別として需要が一緒であれば保険料は下がるという形になります。ただ、これからの高齢化時代をふまればですね、市町村における負担と受益と均衡が図られていかないと、それこそまた大変なことになってまいりますから、赤字が少なくなるような形でしていくということは意味があることだと思っております。

今の負担を押さえることとの均衡を、どのラインで引くかということが今問題になっているんだと思っております。納付金の試算につきましては、H30年度保険料率算定に必要な仮係数や200億円を残した国費拡充の配分方法の提示など、ようやく制度も一定高まってまいりましたから市町村との調整を得て今月中にも公表する予定であります。

次に介護保険制度でありますけれども、今申しましたように高齢化が本当にかつてないスピードで進行すると。2025年にはいよいよ団塊の世代が高期高齢者になっていくんだと。そうすれば、介護を要する高齢者がどんどん増えていくことは間違いありません。そうしたなかで介護保険制度をどうやったら維持できるのかということが、今、重要であります。そのためには財源確保が大きな課題でありまして、制度をしっかりと維持できるよう国の公費負担割合の引き上げや低所得者対策など、国に対して繰り返し要望しているところであります。

また、誰もが介護保険を安心して利用できるよう京都府といたしましても、地域包括ケア推進機構を設立し市町村を支えますと共に低所得者の介護保険料の軽減や保険料の所得における多段階設定の導入促進、社会福祉法人が利用料を軽減した場合の市町村への補填などを行って、毎年300億円以上の負担をしているわけでありまして。

H30年以降の介護保険につきましては、地域包括ケアシステムの推進、高齢者の自立支援、重度化防止、専門性に応じた人材の確保などを柱として国において今検討が進められておりまして、どちらかと言いますと、今引き上げの方向が出てきているようでありまして、私どもの意見を申し上げてきたことも反映していただけるように、これからさらに努力をしていきたいと思っております。

生活援助サービスの見直し案は、高齢者の自立支援などの観点からも検討されておりますけれども、一律に利用回数を制限するのではなくて、認知症やひとり暮らしの方にも配慮して市町村がケアプランの内容を検証するなど、高齢者の実態を十分にふまえたものとなるよう議論をされているところでありまして、私どももそれを求めていきたいと思っております。

次に、介護人材の担い手不足についてでありますけれども、有効求人倍率が1.5倍ですから全ての直値において今人材が不足している。3人募集しても2人しか来ないのが今の状況であります。これをどうやって改善していくか、「人づくり」というものが今ほど重要なこととはございません。その中で介護人

材も大変きびしい状況にあります。そして、私どもは、そのためにも事務所の勤務環境の改善や待遇改善は重要であるというふうに思っております。介護職員の処遇改善につきましては、介護サービスの根幹がまさにマンパワーでありますので、利用料、保険料だけではなくて、国、府、市町村の税で賄っている介護保険のしくみの中で適正に措置をしていかなければなりません。これまでから適切な処遇改善が行われるよう強く国への要望を行ってきた結果、今年度、介護職員処遇改善につながる1万円相当の更なる上乘せがなされまして、府内事業所の93%が加算の届け出をするなど処遇改善の取り組みを推進しております。

また、事業所に対して様々な機会に加算取得を働きかけまして、介護職員の処遇改善に反映されるよう指導を行ってございまして、加算未取得の事業所には処遇改善加算取得促進特別事業によりセミナーや個別支援により取得にむけた支援を実施しております。

前回の介護報酬改定では全体としてはマイナスでありますけれども、職員の処遇改善、事業所の経営状況、地域包括ケアの推進等メリハリをつけたサービス評価の中で、府内の指定事業者数は改訂後毎年200以上増加しているんです。減っているんじゃない、増加しているんです。ですから、人もいなくなってくるんです。ですから、これだけはこれから人づくりをどうやっていくのか、これだけ人がいない中で少子高齢化の中でどれだけのことをやっていくのかということが、今問われているんだというふうにお話をさせて頂きたいと思っております。現在、国においては、介護報酬の国の改定にむけて検討中でありましてけれども、介護を必要とする方に、質の高いサービスが提供されるよう国に対してもしっかりと意見を申し上げていきたいと考えております。

【島田・再質問】消費税の増税と社会保障制度改革について、これまでのとおりですね「持続可能な制度のために必要です」と財政論議に終始されました。私は、高齢者の医療費負担増についてもお聞きしたんですけれども答弁がありませんでした。財政論の問題で言いますと、安倍政権は4兆円の法人税減税を行って、大企業減税ばらまきをおこなって、経団連はさらに2兆円をこえる法人税減税を求めているのですから、消費税増税分が社会保障に回らないという現実が明らかではないでしょうか。全世代に負担を求めて社会保障をズタズタにする一方、暮らしを破壊する消費税の増税は許されないと指摘させていただいております。

75歳以上の医療費負担増、75歳以上の高齢者と言いますと平均所得は82万8000円。所得がない方もいるのに、この方々に2割も引き上げることになれば受診抑制に拍車がかかって命が奪われかねないのです。在宅現場ですすでに2割に引き上げられたお年寄りがどういう状況になっているか。今、癌の末期の方も酸素吸入をしながら暮らしている方など重症の方が在宅におられるんです。看護師さんの訪問も、お医者さんの訪問も2割になったら「もう減らしてくれ」と。このような事が現実起こっているわけで、「持続可能な制度のためには仕方がない」と言われるのは、府民の悲鳴に心を寄せることができない知事だと言わなければなりません。

再質問ですけれども国民健康保険に関わってです。「納付金等の情報公開については今月」ということですが、パブリックコメントでは公開がなく先の京都府の会議においても公表されませんでした。口頭報告でした。制度がスタートする5か月前でも住民に公表しないのは異常です。保険料は安くなる見通しとのことですが、激変緩和措置は6年間の時限的措置。3400億円の支援ですけれども、そもそも協会けんぽ並の負担を国がするという事で知事会は1兆円も要望していたにもかかわらず、不十分であります。それとて、先の見通しが立っていないのではありませんか。この点について再度お答えください。

介護保険制度について、生活援助の切り捨て問題にしばってお聞きしたいと思えます。京丹波町の介護施設の方に伺いました。90歳近い認知症のおひとり暮らしの高齢者を往復1時間かけて訪問し、おむつを替えて食事をつくり薬を飲ませて30分の支援、毎日3回の訪問でやっと暮らしておられるのに、これを減らせという本当に現場の実態が分かっていないとお話されました。地域包括ケアで医療から介護へと切れ目ない支援どころか、支援が途切れて高齢者の命が脅かされるのです。この現状についてどのようにお考えかお聞かせを頂きます。先ほど国に対しては、現在、生活援助の一律の切り捨てにならない

ようにということで発言をされているようですけれどもあらためてお聞かせ頂きたいと思います。以上、お答えください。

【知事・再答弁】 国保ですけれども、保険料率の算定に必要な仮係数とか、200 億円のこうした国費拡充の配分方法、これはやっぱり決まっていなくて計算できませんので、私どもに文句を言うんじゃないでいい国に文句を言っていたらいいなあとというふうに思います。その中で私どもはしっかりと公表していくことになるかと思っています。1兆円いかなかったからという話をされていますが3400億円の取ったわけですよ。それによって、市町村の負担を減らすことは3400億円分減らすことが出来るんです。そのことはやっぱり評価されるべきじゃないかなあとというふうに私は思いますし、だいたいこれが法定外繰り入れの額に相当しておりますので、一つの線としてはあったと。ただ、これからもやってくださいということで妥結をしていることをしっかりと理解していただければありがたいと思います。

消費税に関して言えばですね、消費税がそっちに回るから上げるんじゃないというんじゃないでいい消費税をそっちに回せばというんならわかるんですよ。これから政府は2兆円の政策パッケージを今出そうとしているわけですね。そして、その財源としても考えているわけでありますので、まさにそうした財源と歳入と歳出のバランスのことで言えばわかるんですけれども、だから上げるなどというのはちょっと理屈にはならないというふうに思います。それから介護保険につきましては、先ほど申しましたように一律の規制にならないように、実情をふまえた形でサービスができるようにしてくれということをお願いしているところであります。

【島田・指摘要望】 国保の問題であります。他の都道府県、32の自治体はすでに情報公開をしております。本府の事態はですね、国の仕事は確かに遅いので現場の職員は困られていると思いますが、しかし、国民健康保険が府民のためのものであるならば、その問題も情報公開をして意見を聞くべきだと指摘をしておきたいと思います。3400億円は、ちょうど法定外の一般会計繰り入れ、市町村の努力分に相当するとおっしゃっていただけますが、今、法定外の市町村の一般会計繰り入れについても、圧力を掛けようとしているわけですね。先ほど、ご答弁がありましたようにですね、市町村の繰り入れについてはこれまでの答弁の通り市町村の判断であることの徹底と本府自身の努力も求めておきたいし、さらなる国庫負担については定率の負担を求めておきたいと思います。

介護人材確保の問題です。「事業者が増えた」とおっしゃいました。事業者が増えたので結果的に働く人の頭数が増えたのですけれども非正規雇用が広がっているわけですね。ですから、現場で1万円の給料があがったと、そうお感じの方は本当に9割もあるのかどうか。これは調査をして頂きたいというふうに思っております。指摘、要望をしまして次の問題に移ります。

子どもの貧困に正面から向き合い実効ある対策を

【島田】 次に子どもの貧困対策について伺います。京都府におけるひとり親家庭はこの15年間で2倍に増加し働く貧困層も15年で2倍となりました。要保護・準要保護児童数は小中学校で19.3%となっています。小中学校でも高校でも不登校の児童生徒が増え続け、暴力行為やいじめも高水準で推移しています。

本府の児童虐待の相談受理事件数は昨年度1209件と8年間で約3倍になりました。これらは、アベノミクスのもとで非正規雇用が拡大し、社会保障の連続改悪で生活が不安定となり所得格差が広がり貧困が増大した結果です。親の暮らしの立て直しが必要であり8時間働けば普通に暮らせる当たり前の社会への転換がどうしても必要です。その上で、子どもの貧困に正面から向き合い実効ある対策が必要と考えます。

沖縄県では、知事のリーダーシップのもと、子ども貧困対策を担当する専門部署を置くとともに、子どもの貧困対策計画を策定し進めるにあたって、市町村の協力をえて、相対的貧困の状態に置かれている子どもの割合などをまとめ、貧困が子どもの生活や成長に及ぼす影響についても調査をされました。

政府の指標は、主に厳しい生活状況に置かれた子どもたち、生活保護世帯や児童養護、ひとり親世帯などの状況把握になっており、すべての子どもの置かれた状況を把握できるものではないとして、独自の調査を実施されたのです。

その取り組みの中で、行政が貧困対策の必要性を再確認するとともに、県民にも知らせ社会全体でこの問題を解決しようと取り組まれてきました。二回目は高校生対象の調査も実施しました。「実態調査」の結果、電気代、水道代が払えない家庭も多く、困窮世帯の高校生の47.1%がアルバイトをしていること、貧困世帯の4人に1人が就学援助制度を知らされていないことが明らかになり、就学援助制度の周知徹底をテレビ放送のCMで行うなどの努力が行われました。

さらに、2016年から2021年までの6年間で30億円の基金をつくり、中学校入学予定者の住民税非課税世帯を対象にした「入学応援給付金」や経済的理由で大学進学を諦めなくてもよい「子どもによりそう給付型奨学金」などが創設されました

そこで伺います。子どもの貧困実態調査については、本府も子どもの貧困対策推進計画を策定され実態調査や研究を行うこととされています。ひとり親世代や困窮世帯の調査にとどまらず、より広く隠れた子どもの貧困の現状を把握し可視化することが必要です。府独自の調査を行うべきですが、いかがですか。

子どもの医療費は中学卒業まで無料化を

【島田】 その上で、一つ目に子育て支援医療助成制度の拡充について伺います。11月26日には子どもの医療費無料制度を求める集会が持たれ、医療や学校、保育の現場、保護者から深刻な実態が報告されました。

養護教諭からは「500人規模の学校で1日20人～30人の子どもたちが保健室に来る。朝から熱があったがお母さんに言えなかった」「メガネの購入や虫歯の治療が放置されている事例がある」との発言がされました。歯医者さんからは、市内小学校189校で虫歯が11本以上あって咀嚼ができない、いわゆる口腔崩壊の子どもが663人もあったということです。

京都市内の保育園、小児科のある医療機関の協力で行った子どもの健康と暮らしのアンケートに答えた1218人のまとめでは、「病院に受診しなかった。治療を中断した」と224人18%の人が答え、その内51人が「お金がない」からと答えたのです。「3歳になって通院負担が上がったので月をまたいだときは少し我慢させた。結果、病気が悪化し結局救急へ行くことになり逆に高額を支払うはめになった」。あるいは「子どもの人数が多いと上限があっても負担は重く状態がひどくならないと病院に行きにくい」等の切実な声がありました。

アトピー性皮膚炎などアレルギー疾患や慢性疾患は継続的な治療が必要であり、発達障害のある子供さんも大きな負担になっています。また、「府民だよりに『トップクラスの制度』と書いてあるが誇大広告ではないか。せめて就学前まで3000円の負担をなくしてほしい」「住んでいる地域で違うのはおかしい」という声など、「中学校卒業まで完全無料化」を求める声は94%に上りました。

京都府の制度と同じ京都市は、2才児まで200円で済んだ医療費が3歳になったら上限3000円と15倍に跳ね上がるのです。通院の窓口負担無料の願いは14年間も2才児までで据え置かれたままです。府は、あと27億円あれば中学卒業まで通院も無料化できる試算も示されています。京都市との協議を行って、府の制度を通院も中学卒業まで無料化すべきです。いかがですか。

府の責任ですべての市町村の中学校給食実現を

【島田】 二つ目は、学校給食についてです。貧困世帯が増える中、「まともな食事は学校給食だけ」という子どもたちが増えています。新潟県立大学の村山伸子教授らが「世帯年収による栄養格差の調査」を行いました。その結果、「給食のない日はたんぱく質や鉄の栄養素が足りない」ということ、貧困層の子どもは筋肉や内臓、骨の成長には不可欠な栄養素が不足し免疫力が低下し風邪をひきやすい、貧血を

起こしやすいなど、目には見えづらい不調がでていたという結果でした。学校給食のある日は、世帯年収による栄養格差がなくなりました。学校給食は子どもの食のセーフティネットの役割を果たしていることを裏付ける結果となりました。

さて、八幡市では2017年5月1日から親子方式で4つの市内すべての中学校で開始されました。みんな揃ってあたたかな学校給食を食べ、不登校の子どもが学校に来るようになったそうです。一方、京都市では注文制によるデリバリー弁当の中学校給食が導入されていますが、利用している子どもは3割程度にとどまり、就学援助率は中学生で25%になっていますが、その子どもたちの半数が利用していません。コンビニのパンやおにぎりですませる子どもたちもいます。また、選択制の中学校給食ではアレルギー除去食は有りません。

こうした中、新日本婦人の会京都府本部がアンケートを取り組まれ、775人の保護者のうち「中学校給食は選択制ではなく全員制にすべき」との回答が87%。「小学校と同じような給食を希望する」声が97%もありました。現在、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市などにおいて検討が始まっています。

すべての市町村で中学校給食が実現できるよう、施設整備の要望や栄養教諭の配置など市町村の要望に応える必要があります。また、学校給食費の無償化が全国の自治体に広がり、現在83市町村に広がっています。本府では伊根町や笠置町で無償化が実施され、井手町では来年度開始する方向です。京都府の責任ですべての市町村で実現できるよう、財政支援を含めて検討を進めるよう求めますが、いかがですか。

【知事・答弁】子どもの貧困の抜本的強化についてでありますけれども、子どもの貧困実態調査につきましては京都府では、真に支援が必要な要保護世帯や準要保護世帯などの小学校6年生、中学校3年生の約1200人に対して経年的に生活や学習の状況を把握しており、規則正しい就寝起床や朝食の摂取等の生活習慣や学習環境が学校の成績に影響を与え、また、全日制の高校進学率が低いといったような結果がでております。これに加えまして、昨年度は2世帯に1世帯が貧困世帯といわれる1人親世帯を対象に母子父子世帯実態調査を実施いたしまして、夕食では小中学生の約40人に1人が子どもだけで食事をしている。いわゆる孤食の実態ですとか、子育ての支援者が周囲にいないほどですね生活に対する満足度が低いといったような状況を明らかにしてきたところでございます。

こうした結果をふまえて、政令市をかかえる都道府県の中でもトップクラスの第3子以降保育料無償化事業やトップクラスの私立高校の授業料の減免措置、あんしん修学支援事業などに、引き続き経済支援にとりくんでいるところであります。また、沖縄にはこの制度はないと思いますね。29年度から新たに、子ども食堂を始めとして居場所、地域未来塾などの地域の実情に応じた多様な支援拠点、子どもの城の整備、運営や支援、そして家庭教育支援員と学び生活アドバイザーが連携して、地域で子どもを支えていく訪問型の家庭教育支援など、子どもの生活習慣の確立ですとか学習習慣の定着にむけて取り組みを進めているところであります。今後ともこうした実態をふまえながらすべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく将来の可能性に挑戦できる共生社会の実現にむけて、思い切った子どもの貧困対策を講じていきたいと考えているところであります。

子ども医療費助成制度でありますけれども、この制度は間違いなく、見て頂くとわかるんですけども全国トップクラスの制度になっております。その中で、この府の役割というのは制度の基礎となる部分を作ることでありまして、その上で各市町村が地域の実情に応じて政策判断により独自の措置を講じられている。先ほど、国民健康保険の時はずいぶん、一律の保険料ではなくて市町村の法定外繰り入れを認めろというお話で、今回は一律にしろというお話で、どっちなのかなという感じがするんですけども、私はそれぞれの地域に応じて、市町村が上乗せをするということは市町村自治の上からは当然のことでありまして、京都府は当然基礎の部分を作っていくという形が一番正しいのではないかなというふうに思っているところであります。そうした中で、京都府も約20億円投入してこの制度を守っているのが実情でありますけれども、国に対しましても子ども医療費助成に伴う国保のペナルティー。こんなことをまだやっているということで廃止を強く求め、就学前までの減額廃止は実現出来たんですけど、まだ就学期以降やっていますのでぜひとも撤廃していきたいなと思っております、ナショナルミニマム

としての子育て医療の政策化を強く求めているところであります。この問題の少子化対策の充実につきましては、先月、9日に開催しました門川京都市長との懇談会におきましても、子育て支援医療費の拡充にむけた協議の場を持つことで合意をいたしましたところでありまして、改善に終わりはないと思っております。今後、他の市町村も含め引き続き連携しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【答弁・教育長】 学校給食についてであります。法令により施設整備や運営は市町村が担うこととされており、府教育委員会では、こうした制度の枠組みのもと市町村からの要望にもとづき、国に要望するなどの対応に努めているところでございます。今後ともこうした対応を通じて市町村を支援してまいりたいと考えております。また、法令で保護者の負担とされている給食費につきましては、経済的に厳しい保護者はその全額、又は一部を補助するしくみが制度化されております。その上で、学校の設置者である市町村の判断により独自に無償化を実施されている場合がありますが、これをすべての市町村で一律に無償化を実施するというのであれば全体としての給付と負担のありかたの問題になりますので、ナショナルミニマムの観点から国において判断すべき問題であると考えております。

【島田・再質問】 子どもの貧困実態調査について、沖縄県の調査でですね、いろいろ施策をやっているけれども届いていないということなども含めて、広く隠れた貧困も調査をする必要がありますので、京都府、国と同じような貧困世帯に焦点を当てたものは大事なんですけれども、それをさらに広げてそして本府の施策、あれもやった、これもやったとおっしゃるけれども、それが届いているのかということ进行调查して頂きたいというふうに思っているわけです。そして、その経過の中で市町村の協力も得ながらみんなの共通認識にして府民全体で応援していく、こういうことを私は求めているわけです。子育て支援医療助成制度について、京都市と協議をすることになったというのですが、これまではしなかったのでしょうか。もし、されているのであればネックは何なのかお聞かせ頂きたいと思っております。2009年から中学校卒業までの完全無料化した群馬県では、小中学生の虫歯の治癒率が全国平均を10%も大きく上回って改善しました。京都の子どもたちの中で、口腔崩壊など深刻な健康被害が広がっているのです。緊急課題です。京都市との検討結果をこの際お聞かせ頂きたいと思います。

中学校給食の問題については市町村の問題として、まさに京都府の重要課題として位置付け、市町村を支援していただきたいと思っております。国にナショナルミニマムを要望されるのであれば全体の底上げのために教育委員会は取り組んで頂きたいと思っております。要望しておきます。

【知事・再答弁】 これまでから京都市とは何度も協議を続けてきて、それで4度にもわたって改善をしてきたわけです。ですから、その中でさらにこれから進めようというまたさらに合意を得ただけです。ずっと改善をしてきたわけでありまして。そういうことをご理解頂きたいと思っております。口腔崩壊の件は、今、フッ素の選定とかやっておりますので順調に進んでいるけれども、さらにこれを増していかなければならないというふうに考えております。

【島田・指摘要望】 子どもの医療費につきましては、知事が前回再選されました後に中学校卒業まで確かに引き上げられましたが、先ほど言いましたように通院は2歳児までで止まっているんですね。さらなる改善が必要であるというのであれば、京都市と早急に検討を進めて、3000円の負担がネックとなっておりますので「トップクラスというのは誇大広告」という母親の指摘はその通りだと思いますので、知事は選挙公約で「中学校卒業まで拡充する」と約束されたわけですから完全実施をされるよう強く求めておきます。

府民のいのちと財産を守る河川改修など公共工事の転換を

【島田】 次に、安心して住み続けられる地域づくりのために、公共事業の在り方そのもの見直しが必要

要との観点から伺います。

この間、台風18号、台風21号が府域に甚大な被害をもたらしました。この間、土木事務所や建設業者などにかがいが現状をかがいました。現場からは「台風23号と比べ、時間当たりの雨量は今回の方が多いが、堤防整備など事業を実施したところで、被害が減少し、河川改修の効果は本当に大きい」との声が出されました。京丹後6町だけでも被害河川は450か所、氾濫した主要河川は21河川に上ります。京丹後市の福田川は平成13年に整備方針が策定されましたが、完成目標は平成47年度です。事業は遅々として進まず、河川整備の遅れを見てきた住民からは、「2004年の台風23号以来、浸水被害は5度目」「もう3回も被災した。10年以上前から要望しているのに遅々として進まない。合併してから一層、行政に住民の声がとどかなくなった」との怒りの声が出されています。

知事が就任以降の投資的経費を見ますと、平成14年から平成28年の間に494億円の減額となっています。京都府管理河川の整備率は全国ワースト6位であり、いわゆる時間雨量50ミリに対応できる整備が完成した整備区間は全体で36%と、平成8年末から20年たってもわずかに3%増えただけであります。

また、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流地域、地すべり危険箇所では京丹後市をあわせて1800か所、丹後土木事務所管内で、合計3000か所にも上りますが、事業完了箇所は1年に一か所というテンポでございます。

京都府の「来年度の国への政策提案書」の中で、京都府の管理河川の整備率は全国的にみても低いこと。治水事業予算は通常分で平成7年度約133億円から37億円へ、28%に激減していること。土砂災害危険箇所の整備率も17.4%と言われております。道路橋りょう費も毎年減少の一途です。

そこで伺います。公共事業は大型開発優先ではなく、生活密着の公共事業優先に切り替えるべきです。府民の命を守るためにも、河川整備や道路整備、土砂災害危険箇所の対策など、整備計画や実施計画の前倒しを含めた抜本的な対策と、それにふさわしい予算を最優先で確保すべきと考えますがいかがでしょうか。

災害復旧に深刻な影響を及ぼしておるのが、人材不足です。土木事務所の再編統合で、10年に122人も職員が減らされました。さらに京丹後市では台風23号当時20名いた建設土木の技術職員が現在8名に激減しています。京都府も京丹後市も市町村合併や行政改革で人員削減を進めてきた結果です。

また、振興局の再編で、振興局は峰山に、土木事務所は宮津にと離れているために、情報交換がとりにくく、広大な面積を抱える丹後半島で土木事務所が丹後の中心にないことから、現場に行くのに時間がかかり、久美浜などの緊急対応が一時間でいけない事態となっています。

今回の台風では、台風23号の教訓を生かし、情報伝達や豪雨時の交通規制の対策を強化されました。夕方4時から翌日の夕方まで土木事務所の職員が24時間、寝ずの番で頑張ってください、住民のいのちを守っていただきました。

そこで伺います。ハード・ソフト対策の両面から、土木事務所の職員の増員と機動的に対処できるよう振興局の在り方を含め、土木事務所の再配置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

地域の土木建設業者衰退は深刻

「公契約条例」制定など地元業者の育成を

【島田】また、地域の土木建設業者は、災害時における緊急対応等、住民のいのちを守る重要な役割を果たしていただいております。府北部地域等では減少の一途で、丹後管内では建設業が10年間に4割に減少し、これ以上事業者が減れば、災害の緊急対応ができない危機的状況だと訴えられました。

「京都府統計書」でも、建設・土木事業者は、2001年と2015年比で2割も減少し、内個人事業所では、約6割となるなど減少が顕著です。建設工事等の公共調達に「安ければいい」ということで、競争入札を重視する施策がとられた結果、地元の中企業が入札に参加できない、あるいは、地域外の大手が受注していく。さらには、コスト削減競争やくじ引き入札の横行の中で安定的な仕事を受注できない状況が広がっております。神奈川県では、2015年の入札改革で、住民の命は経済効率より上だとして、「いのちの貢献度指名競争入札制度」を創設いたしました。重機をもって災害時に駆けつけてくれる地元建設業者を指名し、入札時に加点する政策であります。

そこで伺います。仕事の安定的な発注や計画的な公共事業量の確保など、地元建設者の仕事をつくり、育成するために、神奈川県を取り組みなども参考にした入札制度改革が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、人材確保のために最大の課題は、賃金の引き上げです。

全京都建築労働組合の賃金アンケート調査では、建設労働者の設計労務単価がこの5年間で30.5%引き上げられたのに対し、(現場技能)労働者賃金で2%、ひとり親方で4%しか増えておりません。労働者平均賃金では、日給で民間では477円、公共事業で634円も下がっています。設計労務単価がダイレクトに反映すべき公共事業でこの結果となるのは重大です。建設労働者の平均年収は359万円で全産業労働者の552万円と比べて、193万円の開きがあります。設計労務単価並みの賃金引き上げを行えば、562万5000円となって、他産業水準に達するのです。全国で19の自治体で賃金下限規定のある公契約条例を実施し、公共工事で設計労務単価の9割以上などと指定する自治体もあり、こうした地域では賃金が確実に上がっております。公務公共サービスをすすめる自治体が、労働の質に見合った賃金を設定し、それを社会に知らせる。その決意を示すためにも、公契約条例の制定がどうしても必要です。いかがでしょうか。

先進事例に学び中小企業に寄り添った「振興基本条例」の制定を

【島田】 さらに、非常時だけでなく、それに備えながら、平時から地域経済や住民の暮らしを担う中小企業、小規模企業を育成することが重要です。中小企業地域経済振興基本条例は185自治体、都道府県でほとんどの都道府県で制定されました。国において小規模企業基本法の制定を受けて、神奈川県は、全都道府県へのアンケート調査も実施をされ、審議会での十分な議論を行って、県の責務、大企業の責務などの規定を設けました。長野県は、「(大企業は)中小企業者が供給する原材料、製品およびサービスの利用並びに中小企業者への技術支援等を行う役割を果たすよう努めるものとする」なども規定しました。金融機関の役割を明記する自治体も広がっています。ところが、京都府の応援条例は、「県の責務」「大企業者の責務・役割」「大学等の責務・役割」「県民の理解・協力」「市町村の役割」「金融機関(等)役割・配慮」等の項目について、何も記載されていないことが他府県の見直しの議論の中で指摘されています。応援条例は補助金のための政策条例であり、中小企業地域振興基本条例とは言い難いものです。

実際、京都府の「中小企業応援条例」の見直しのために開催された検討会議では、「応援条例は自ら積極的に頑張ろうとする企業だけを応援する条例だ」「自分ところとは関係ない制度と考える事業所が大半」「中小企業応援隊は280人いるがすべてが「元気印認定」に精通しているわけではなく、企業訪問に行った職員が担当外なら「元気印認定」が周知されないこともある」等の声が出されています。これに示されるようにこの条例に基づく施策で、恩恵を受けるのはごく一部の力のある企業だけであります。

今必要なのは、地域経済全体の底上げをはかり地域を元気にしていく。そのための産業政策であり、長期的視野を持った計画をたてて地道に取り組んでいくことです。それらの根底となる理念を明確にし、先に述べた県や大企業等の責務規定を設け、小規模企業を含めた「中小企業地域振興基本条例」が必要です。いかがでしょうか。お答えください。

【答弁・知事】 公共事業の在り方についてであります。これまでから府民の命を守り、安心安全に不可欠な災害対策のための河川整備や土砂災害対策、緊急輸送道路の強化、公共施設の耐震対策などの防災基盤づくりに計画的に進めてまいりました。しかし防災事業というのは、これは一朝一夕で完成するものではありません。さきほどお話がありましたように由良川の事業、これは国の事業として大きな予算が投じられております。そして私どもがその3分の1を負担させていただいております。そうした事業ができないと、またこれは違うところに大きな被害。例えば、桂川の亀岡工区では昭和50年の計画策定以降整備を進めているんですけども、下流の直轄事業の進捗に合わせた計画的な投資が必要なため、まず大下津の引堤工事、そして嵐山地区の河道改修などを集中的に進めないと今度は嵐山や下流が氾濫

をしてしまうという状況、こうした形で長期的な見通しをもって計画的にやっていくということが大変大切なわけであり、香龍トンネルもまさにそうした中で計画的にきちっとやってきたわけであり、ようやく共産党のみなさんも反対から賛成に転じていただいたわけであり、これは長い時間をかけて初めてやっていく事業、そして同時に短期的な対策、これをうまく組み合わせることによって安心を保っていかねばならないと思います。

今年も台風 18 号、21 号と連続して大きな被害を受けました。その対策について、復旧や予防などの恒久対策、特に舞鶴の高野川周辺では、いま舞鶴市と合意をして長期間にわたってやっていかねばなりません。しかしながら、当面の応急対策については、今議会において、排水ポンプ車 2 台を配置するための債務負担行為をお願いしているというふうなこういう組み合わせが大切であります。

もともと公共事業はですね、京都府非常に低い水準でありましたけれども、林田知事、そして荒巻知事と私とで、その水準を一生懸命上げてきたところであることもご理解いただきたいと思われ、そうしたなか特に国の予算が大幅に削減されたなかで、私ども補助事業はどちらかというと増えているんですけれども、単独事業は増えているんですけれども、そうした中でこうした問題が起きているんだということもご理解いただけたらと言うふうな思われ、今後とも安心安全につながる防災基盤については、しっかりとした見通しを持ち、整備が着実に進むよう優先的に取り組んでまいりたいと思われ。

土木事務所の体制につきましては、平成 16 年度の振興局再編において災害対応の中で中心的に役割を担う土木事務所は中規模再編として集約化拠点化することにより専門性機動性を発揮し、非常時に職員を集中して動員できる体制としたところであります。今回の台風 18 号や 21 号におきましても、休日夜間における警戒や通行規制など迅速な対応をとり大きな人的被害を出すことなく対応できました。

これまで、災害対応はじめ公共事業執行の体制確保については重点化を図る中で土木事務所の技術職員は 3 年連続、災害前と比較して 13 名の増員を行ってきたところでありまして、来年度の技術職員の確保につきましても初級土木職の採用や総合土木職の 2 回目の試験を実施するなど充実に努めているところであります。過去の台風災害等において本庁土木事務所からの応援体制も確保しておりまして、今後とも適正配置による効果的で効率的な執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、地元建設企業育成のための入札制度、契約制度についてでありますけれども、地元の建設企業は先日の台風 18 号や 21 号による被災箇所の応急復旧や孤立解消に昼夜を分かたず最前線で活躍いただき地域の安心安全の守り手として府民の生活を支えていただいております。しかし、北部地域に限らず従事者の高齢化、後継者不足、人手不足はこの分野でも大変大きなものになってきております。地域建設業の存続が大きな課題となっております。こうしたなか担い手確保、維持・育成に向けて重要なのは、一つは建設業が将来に見通しが立てられる事業となるよう安定的で継続的な事業の確保、そして担い手確保のための賃金、就労環境の改善、さらには、地元貢献度等の適正な評価、まあインセンティブですね、こうしたことが必要になってくると思われ。このためまずは、インフラ長寿命化にかかる予算や国の補正予算等とも組み合わせながら計画的に安定した公共事業の確保に取り組むとともに、労務単価の引き上げですとか、債務負担行為予算を活用して施工時期の平準化、適切な工期確保に取り組んでいるところであります。特に地元貢献度の評価につきましては、府の入札制度におきましても神奈川県で実施しております災害協定の締結、優良工事の施工実績、建設機械の保有等の評価への反映は、すでに総合評価競争入札制度に盛り込んでおりまして、さらに府内企業における下請け、府内産材の活用など地域経済への貢献や除雪実績等の地域の安心安全の効果も、貢献も評価をしているところであります。

次に公契約条例についてですけれども、これまでから答弁繰り返しているんですけれども、賃金の問題につきましては、これは公契約のみならず、私契約も含めた統一的な見解が必要だというふうに思っておりまして、そうしたナショナルミニマムで対応しないと、いまの人手不足の時代、まさに今度は民間を圧迫することになりかねない。両方上げていく施策が私は必要なんだと思われ。

なお、設計労務単価について毎年10月に国と都道府県、政令市等の発注事業者が全国一斉に下請けも含めた事業者に対し、賃金台帳等により、賃金の支払い実態を調査したうえで設定をしております。調査の結果、実勢賃金が上昇したため平成24年に比べて3割の引き上げを行ってまいりました。府としても賃金の引き上げについては、京都府建設業協会等建設関係団体に対し、下請けを含む労働者の適正な賃金の確保について、会員企業への周知徹底を依頼しているところでありまして、また落札率が低く下請け企業へのしわ寄せが懸念される工事につきましては中間検査と完了検査時に下請け契約書の妥当性や労働者への賃金支払い状況についての確認を行っているところでもあります。

今後も建設業における担い手の確保や地元建設業の維持・育成を目指して安定的な予算確保を国に要望いたしますとともに、公契約大綱に基づき公正な競争と地域経済への配慮、安心安全の確保のバランスを取りながら関係業界等の意見もお聞きし、入札契約制度の改善を進めていきたいと思っております。

次に、中小企業基本条例についてでありますけれども、中小企業振興基本条例でありますけれども、中小企業の振興策の基本方針を目的として平成10年に条例を制定し、24年度、29年度に、情勢に変化に応じた改正を行い全会一致でご承認をいただいたんですけれども、この改正を通じて中小企業を応援隊の伴走によるきめ細かな支援を基本に中小企業の置かれた状況に応じた総合的な支援を行う、まあエコノミックガーデンと呼んでいますけれども、こうした基本理念を盛り込み、さらに長期的視点に立って中小企業の安定的経営を支えられるよう中小企業応援隊規定を恒久化するなど基本条例としての要件をしっかり整備してまいりました。

京都府の責務についても、研究開発、設備投資、販路の拡大その他多様な取り組みに対して総合的に支援することと責務を明確にし、民間についても府と緊密な連携のもと経営相談等実施することとしており、それぞれの役割を明記しているところでもあります。まあこうしたなかで、応援隊は年間2万3000社を訪問するなどまさに地道な取り組みを通じて現場から生の声を吸い上げ経営課題の解決にむけてサポートを実施しておりまして、補助金におきましても中小企業者へのステップアップ事業、エコノミックガーデン支援強化事業に加え補正予算も含めると過去3年間で約4900社に56億円を超える助成を行うなど中小企業を幅広く支援をしているところでもあります。そういった面では議員ご指摘の件につきましてはすでに対応しておりまして今後も引き続きこの条例のもと効果的な中小企業施策に取り組んでまいりたいと思っております。

【島田・再質問】公共事業のあり方でございます。国から内示額も公表されないで、本当にお困りだと思います。国も地方自治体においてもですね、大型開発優先ではなくて生活密着型の公共事業を増やすという方向に転換が必要と言っているんです。連続した台風災害で100億円も復旧や生活再建に補正を組まなければならなくなりました。知事は定例記者会見で「予防が大事なんだ」とおっしゃいましたが、災害を予防する、最小限にするために国においても京都府においてもリニア新幹線とか北陸新幹線とか大型開発優先は立ち止まって考えて生活密着型の公共事業への転換が必要と指摘をしておきます。

土木事務所職員について12人増やされたと、それは歓迎いたします。私どももずっと予算要望にしてまいりました。ただども振興局と土木事務所が離れているとか、現場に合わない。この問題はですね、先ほど効果的な措置だとおっしゃいましたが、これは現状に合わないというように思っているんですよ。現場の声を聞いて検討を進めますか、この点について再度お答えをお聞かせいただきたいと思っております。

労働者の賃金引上げ、公契約条例の問題ですが、民間企業を圧迫すると、これまでの答弁を繰り返されましたが、民間企業も、公契約のもとでの公共事業も両方上げると先ほどおっしゃったように、そのために条例が次々と広がっているわけですね。岩手県では、建設労働者の平均賃金の伸び悩み、労働災害の増加等の環境変化の中で、「公契約に従事する労働者の賃金、労働条件の基準を盛り込むことで、労働者の適正な労働条件の確保や公共サービスの安定的供給・質の確保を図ろうとすることが必要」と条例を制定されております。相模原市では公契約条例の最低賃金を審議いたしまして、時給1000円以上とする答申案をまとめられました。来年4月から業務委託賃金の最低賃金1000円へ大きく動き出しました。これらに学んで、業界団体の皆さんと労働者の皆さんと、それこそいっしょに協議をしながら、条例制

定へにご努力いただきたいと思っております。

中小企業地域振興基本条例については先ほど何度も指摘しましたので繰り返しません。思考停止するのではなく、どんどんと進化する他府県にも学んで、検討をお願いしたい。これも要望にとどめておきます。

【知事・再答弁】 土木事務所の体制でありますけれども、あのこの10数年を見ても、高速道路体系が充実して道路整備が進み、また通信網も発達しているわけなんです。そうした時代においては明らかに効果的な体制を作っていくというのは当たり前の話でありまして、そしてその体制の中で、この前も非常に機動的に動いていただきまして、大きな人的被害を出すこともなく終わることができました。今後とも効果的効率的な体制をしっかりと続けていきたいと思っております。

【島田・指摘要望】 ご答弁をいただきました。まあ効果的だと。しかし、確かに高速道路ができて資材の運搬などでは便利になったと、すぐ着くようになったと。ところが人はですね現場ですぐに対応しなければいけませんので、これ振興局再編、そして土木事務所の人員増を合わせてですね、引き続き検討をいただきたい。現場の声を聞き応えていただきたいと、これは要望しておきます。

府北部の児童生徒減少を理由とした府立高校つぶしは許さない 小規模校のよさを活かした高校教育の充実へ支援を

【島田】 次に、府立高校再編問題について伺います。今年3月、府教育委員会は、丹後地域の府立高校について、14km離れた加悦谷高校と宮津高校、20km離れた久美浜高校と網野高校を統合し、現在の校舎を活用する「学舎制」を平成32年4月に開校すること、伊根分校、間人分校を廃止し、弥栄分校に統合するなど、丹後・与謝地域の分校を含む府立高校9校を5校に減らすことを決定しました。

丹後通学圏は広域で公共交通が不便なため、時間の面でも交通費負担の面でも大変苦勞をして高校へ通っています。府教育委員会が行った公聴会や保護者懇談会、保護者アンケートの結果、一番希望が多かったのは「本校継続」「普通科の充実」であったにもかかわらず、結論ありきで方針を決定したことは重大です。決定後、2度にわたり丹後・与謝の保護者や住民から府教育委員会に対し、「子どもたち、地域の未来に関わる大事な問題」「丁寧に声を聴いて検討して下さい」と要望署名1,365筆と再編統合反対のアピール署名359筆が届けられております。

11月10日の定例教育委員会において府教育委員会が報告した府立高校改革の検討状況では、弥栄校地に統合される新たな分校が、1学年90人定員、4年または3年での卒業可能な単位制の昼間定時制で総合学科とするというものです。現在、3分校は1学年40人定員の小規模校で、生徒一人ひとりの個性に応じた支援や丁寧な指導ができるよう、必要な教職員が配置され、じっくり学びたい生徒のニーズに応えております。

今回の、機械的な分校統廃合で、このような各校の良さを継承・発展出来るのでしょうか。この問題は、保護者アンケートも行われず、具体的な説明も意見を聴く場も設けられておりません。問答無用で分校統廃合を強行することは許されません。また、伊根地域の生徒たちが弥栄分校地に通学が可能と考えられておられるのですか。この際お聞かせください。

併せて、府教育委員会は、学舎制に合わせて、久美浜高校の総合学科を廃止し、農業科単独とすることも検討しています。久美浜地域のみなさんからは、「農業科単独になれば普通科教育を望む地元の生徒が通えない。久美浜高校に普通科設置を」との要望があがっています。久美浜学舎をなぜ農業科単独とするのか、また、丹後地域で農業科を希望する生徒が何人いると見込んでいるのですか。お答えください。統廃合については、一旦白紙に戻し、生徒や保護者、住民の声を聴くことが必要と思っております。いかがですか。

府教育委員会が報告した二つ目は、口丹地域の北桑田高校と須知高校のあり方についてです。検討会議は終了し、今後は「あり方懇話会」を開催し、口丹全体として議論したうえで年度内に方向性を決定

するというものです。検討会議では、両校とも単独校として存続する「校長案」が示され議論が行われました。北桑田高校美山分校については、自然豊かな美山で、働きながらじっくり学ぶことができる分校の果たしている役割が確認されたものの、「場所については口丹全体で議論が必要」との移転検討が報告されました。しかし、丹後通学圏とは違い、保護者や生徒、地域住民に向けた説明会やアンケートは一切行っておりません。高校の存続は地域づくりの要です。生徒、保護者、住民への説明会を開き、丁寧に意見を聴いて反映するのが当然と考えますが、いかがですか。

【答弁・教育長】 府立高校のあり方についてであります。丹後地域の分校は、もともと本校から遠く本校への通学が難しい子どもが、働きながら通学できるように設置をしてきたものであります。現在では、じっくりと落ち着いて学ぶことができる教育の場に変化をしてきており、遠方から通学する生徒も増加しております。分校のあり方につきましては、こうしたニーズの変化に的確に対応するため、充実した教育環境のもとで、より柔軟に学ぶことができる新しいスタイルの高校を新設することとし、この間、懇話会や公聴会などで考え方を説明し、ご意見をうかがったうえで今年3月府教育委員会においてその方針を決定したところでございます。現在、3分校それぞれの良さを継承発展できるよう各分校の意見も聞きながら、新しい高校の教育内容等につきまして検討を進めているところであります。なお、ご指摘のありました通学面につきましても、公共交通機関への働きかけ等をしてしながら通学条件が良くなるよう努力をしております。

また、学舎制を導入する高校の学科についてであります。先ほど、久美浜高校について決定したようなご質問の内容だったかというふうに思いますが、これにつきましては現在、各校で検討していただいているところであります。今年度中に学科を決定しお示しをしていきたいと考えております。

次に、口丹地域におきましては、これまで個別の高校ごとに検討会議を開催し、PTAの皆さまを含め、地域の方々から多くのご意見をいただいていたところであります。今後、口丹地域全体での会議を改めて開催し、広く関係の皆さまからご意見をいただきたいと考えております。

この会議での議論等もふまえながら、今年度中には北桑田高校と須知高校を含めた口丹地域の府立高校の今後のあり方について教育委員会としてお示しをしていきたいと考えております。

【島田・指摘要望】 高校統廃合についてです。地域からは小学校も中学校もなくなる、高校までなくなるとは本当に地域の衰退に関わる大問題。地域の宝、地域が育てた高校を住民にちゃんと説明をせず進めるやり方がおかしいと言っているのです。分校の統合について、保護者の思いは「人前に出ることや話すことが苦手な息子ですが、少人数だからこそ学級活動に参加し、友だちができ、高校生活の中で大きく成長しています。人数が少なくてもよいこともある。小さな学校を残してほしい」というものです。統合して1学年90人へと規模が大きくなれば、これまで分校が培ってきた小規模校の良さが発揮できません。一人の生徒も切り捨ては絶対に許されません。久美浜高校について、地元久美浜町の保護者、住民の願いは「遠くへ通わずとも地元の高校で大学進学も目指せるように学校規模が小さくても単独校として残し、普通科教育を充実してほしい」というものでございます。教育の目的は「人格の完成」を目指すことであり、高校はまちづくりの要です。

生徒や保護者、住民、教職員の声をよく聞き、小規模校の条件も活かし一人ひとりを伸ばす教育充実への支援を要望して次の質問にうつります。

安倍内閣への追従やめ、平和と府民の安全を守れ 核兵器禁止条約への参加・批准を国に求めよ

【島田】 次に、憲法9条改悪に反対し、平和と府民の安全を守る課題についてです。

第1に、核兵器の禁止・廃絶の動きについてです。本年7月の「核兵器禁止条約」の採択に続き、先日、核兵器廃絶国際キャンペーン「ICAN」にノーベル平和賞が授与されると発表されました。これらの

動きは世界中の市民の運動の結果として達成されたものであり、核兵器廃絶の動きは国際的に新しい局面を迎えました。しかし、この動きに対して安倍首相も政府も沈黙を続けています。唯一の戦争被爆国の首相として、これは国際的な動向に逆行するものです。知事は「ヒバクシャ国際署名」に署名されました。さらに日本政府に核兵器禁止条約へ参加し、批准することを強く求めていただきたいと思います。いかがですか。

知事は明文改憲推進の姿勢を改め、憲法 9 条守る立場にたて

【島田】第2に憲法9条改正についてです。安倍政権は早ければ来年の通常国会にも改憲の発議をねらっています。憲法9条に自衛隊を書き込むことで、違憲立法であった安保安法制を正当化し、自衛隊が海外での米国の戦争に本格的に参戦することに道を開くことになります。戦争する国など絶対に認めるわけにはいきません。現在、有馬頼底氏や梅原猛氏、瀬戸内寂聴氏、浜矩子氏、ノーベル学者の益川敏英氏など京都や全国の著名人19氏のみなさんの呼びかけで、安倍政権の元での憲法改正を許さないという3000万署名が取り組まれ、平和を願う世論がおおきくひろがっています。ところが、これらの願いに反して、改憲のスピードアップの役割を果たしているのが山田知事です。

10月26日、「国と地方の協議の場」で、山田知事が「憲法改正の議論の中には地方自治の位置づけをしっかりと」と述べたことに対し、安倍首相はこれを歓迎し、改憲に意欲を見せたと報じられています。

京都憲法会議事務局長で京都学園大学の木藤伸一郎教授は、「知事会としては、地方自治の権限拡大が狙いだが、12年発表の自民党の改憲草案ではむしろ、地方の権限や財源まで縮小するような案を示している。国政選挙でも基地建設反対派が圧勝する中、政府が辺野古への基地建設を強行するなど沖縄県で行われていることはまさしく、地方自治の否定です」と述べておられます。

安倍政権の最大の狙いは憲法9条改憲です。山田知事を代表する全国知事会の動きは、早期の明文改憲を推進することになると考えますが、いかがですか。

府民の安全脅かす、米軍レーダー基地の撤去求めよ

【島田】次に、経ヶ岬レーダー基地についてです。北朝鮮核ミサイル開発と並行して、防衛省は、自衛隊基地の拡張をすすめ、さらに、米軍基地拡張の2期工事に着手しています。住民の間では、防空壕や核シェルターがほしい等の声が出るほど緊張がたかまっています。9月、10月、11月と連続して米軍属の交通事故が発生しています。対向車をよけきれずに電柱にぶつかる事故や丹海バスとの接触事故等、まかり間違えば重大事故になりかねないものです。9月議会で知事は、「非常に誠意のある対応をしてもらっている。」とのべ、福知山自衛隊射撃場において、近隣の正明寺自治会への事前の通告もせず、また説明の対象にもせず、米軍が射撃訓練を行った問題でも、「福知山市と自治会の間できちっと話をしていただければいい」と、不安を抱える住民に寄り添う気持ちが全くありません。

11月5日には米軍基地の撤去を求める地元住民による集会・デモもあり650名が参加されました。

飲酒運転の海兵隊員によって61歳の男性の尊い命が奪われた沖縄では、翁長知事は「無謀な飲酒運転で突然命を奪われた被害者の無念を思うと言葉にならない。沖縄県民はもう勘弁してくれという気持ちだ」とのべ、オスプレイなど米軍機の重大事故が相次いでいることにも、厳しく抗議されていますが、知事の姿勢は、これとは対照的です。

知事はレーダー基地の設置を認める際に「住民の安全が守られない場合には、協力の撤回も辞さない構えで対応していきたい」と当初答弁をされておりました。それなら、経ヶ岬レーダー基地は、約束の通り、早急に国に撤去を求めるべきですがいかがでしょうか。

住民の納得ない「(仮称) 京都スタジアム」建設着工するな

【島田】最後に仮称京都スタジアム建設の問題です。本議会には京都スタジアムの建設工事の契約案件が提案されております。これは大手ゼネコンのジョイントベンチャーが予定価格93億1500万円に対し、

93 億円で落札、実に落札率 98.84%と驚くべきものです。

2012 年 12 月議会で、知事が亀岡にスタジアム建設計画を表明して以来、洪水被害やアユモドキ保全、交通渋滞問題等の問題が指摘されてきましたが、住民の不安に応える説明が十分ではなく、11 月 8 日、12 日の住民説明会も質疑は尽くされず、打ち切られました。11 月 30 日には、京都地裁で、京都府と亀岡市に対する「スタジアムに関わる違法公金支出差し止め」を求める住民訴訟が開かれ、私も傍聴をしてまいりました。裁判は続いており、その結論も待たずに、契約案件を提出する等、住民無視の姿勢は許されません。

9 月議会のわが党の代表質問に対し、知事は「最終的には私が決めた」「これほど丁寧な進め方をしている公共事業はない」と答弁されましたが、住民は今も納得していません。計画を立ち止まることは考えていないのですかお答えください。

この間の事業の進め方についても問題があります。

今年 3 月、本府は、京都府立のスポーツ施設の運営を丸投げし、民間に儲けさせようとする「コンセッション方式の導入可能性調査」を PWC アドバイザリー合同会社に委託しましたが、その結論が出ていないもとので、8 月 18 日には、文部科学省の「コンセッション事業方式に関する先導的開発事業」に採択されたとして、「京都スタジアム(仮称)運営事業計画策定業務」の随意契約を同じ会社と締結しました。この契約案件は府議会に一切報告されておられません。

10 月 6 日には、安倍内閣の「未来投資戦略 2017」にそって、スタジアム関連で総額 25 億円近い地方創生推進交付金の実施計画を提出されました。「スポーツ施設を中核に商業・観光拠点等を一体に整備し、交流人口や観光消費の拡大によって、スポーツ観光ビジネスへの民間投資を促進させ、『稼げる街づくり』を進める」と明記されています。スタジアムを民間資本の稼げる場にする意図が明確であり、スポーツ振興に名を借りた企業の金もうけを手助けするやり方は問題です。

府民にも議会にも説明もないままで進めるやり方に問題がないと考えているのか、またなぜこうなったのか説明し、契約を撤回すべきだと思いますがいかがですか。

【答弁・知事】最初に核兵器禁止条約についてでありますけれども、核兵器廃絶は世界で唯一原子爆弾が投下された被爆国日本国民の願いであり、京都府においては全ての国が核兵器を廃絶し世界の恒久平和が確立することを願う立場から、これまでからいかなる国の核実験に対しても私と議長の連名で厳重な抗議を行い、私自身は被爆者国際署名にも署名をしたところでもあります。ただ、条約の問題につきましても、安全保障や外交上の問題でありますので、国民の代表として選ばれた方々が判断をされなければなりません。私どもは我が国は核兵器のない世界をめざす大目標を掲げているわけでありますから、国においては国際社会の動向などもふまえて、核兵器が確実に廃絶される実効ある取り組みを進めて頂きたいと考えているところであります。

次に憲法改正についてでありますけれども、地方自治を安定的な制度として構築するためには憲法における地方自治の位置付けは明確にすることが私は必要だと思います。島田議員は憲法 92 条をどう思われるのかわからないんですけども、これは何も書いてないような条文でありまして、このことが地方自治の安定化を阻害している。その中で私どもが闘ってきて、機関委任事務制度の廃止ですとか、地方分権一括法による新たな関係ですとか、国・地方の協議の場というものをつくりあげてまいりました。地方自治はもはや国政において、なくてはならない国民主権の発露の場となっております。こうした地方自治の確立を願う 47 都道府県知事の思いが一致し、夏の全国知事会議において、全知事の総意で国民主権にもとづく真の地方自治の確立に関する決議が行われたわけでありまして、私どもはこの決議に従って、国と地方の協議の場でこの思いを知事会長として政府に申し上げたわけでありまして、こうした、地方自治の確立を願う思いが憲法 9 条につながるというのは、ちょっと、風が吹けば桶屋が儲かるみたいな話でして、私は、直接議論してはいいのですけれども、ここは議論としては無理があるんじゃないのかなと思います。

次に、米軍の経ヶ岬通信所についてでありますけれども、福知山の案件というのは、これは整備局が忘れたという話なので米軍に落ち度はないと思うんですけども、ちょっとそこを米軍のせいにするの

は、違うと思いますし、交通事故に関しても見ていただくとわかるように、米軍が被害に遭われたものも数に含まれるのもどうかと。また、中身を見ますと本当にちょっとこすったとかですね、脱輪をしたということも全部米軍は届けているわけですね。そうした点では非常に真摯な対応をして頂いていると思います。北朝鮮は現在も頻繁にミサイルを発射しており、先日はICBMを発射するなど、国際的に大きな課題となっているのはご存じの通りであります。こうした状況のなかで、京都府は国から国防上の必要性を受けて安心安全に関する事項について防衛大臣に確認して、改善を必要に応じて求めてきたところでもあります。そして、先日、新司令官も来られたときに、私から直接、騒音問題の抜本的対策を急いでいただいておりますので、商用電力の導入、そしてこれから冬の季節になりますので交通安全についてもしっかりとやっていただきたいということを申し上げまして、司令官からは、しっかり頑張ると日本語で回答して頂いたところでございまして、今後とも、府民の安心安全の観点から必要があれば厳しく対応を求めるスタンスに変わりはありません。

次に、京都スタジアムについてでありますけれども、スタジアムの建設についてはこれまで答弁してまいりましたように、まず48万人を超える署名を頂いたと。そして、建設地、亀岡市の選定は府内全市町村に公募して用地の調査委員会を設けて協議の上で最終的にその内容をふまえて決定させていただいた。それだけではなくて、環境と開発の両立を目指し自然環境の保全についても、環境保全専門家会議を設置して約4年に渡る議論を重ねて座長提言をふまえて、予定地も変更して、その中で、国や環境団体、関係学会からも高い評価を得て、さらにその上で公共事業評価第三者委員会の工事着手の了承を頂いたものでありまして、二重、三重、四重に、これほどきちっと時間と手間をかけて進めてきた公共事業はないと申し上げているわけであります。また、地元亀岡市等の説明につきましても、京都府と亀岡市が合同で開催した市民説明会の他、市内の自治会に対して、亀岡市とも連携の上、計5回開催し、住民の皆様に対し、スタジアムの整備目的や役割、運営のあり方、周辺への配慮、交通渋滞の混雑、騒音規制の対応について説明をしたところであります。

一方で、「住民の方々からは本格的な専用球技場の天然芝・グラウンドをつかってみたい」とか、スタジアムで開催される様々なイベントを楽しみにしているとか、スタジアムを核としたまちづくりや南側市街地と連携した賑わいの創出づくりなど、スタジアム整備に期待する意見も数多く出されているところであります。最終的に事業は、府民の代表である府議会のご理解、市民の代表である亀岡市議会のご理解を得て初めて整備ができるということでありまして、引き続き、丁寧に説明を行っていきたいと考えているところであります。

次に運営事業計画の策定業務でありますけれども、スタジアムについては建設はもとより府内のスポーツ振興や幅広い府民の交流、地域の賑わいの拠点としての機能を十分に発揮するため、いろいろと運営について考えていく必要があるということでもあります。このため、H25年7月に運営経営の専門家会議を設置してその中で球技の試合だけではなくて文化イベント等も活用してはどうかとか、周辺地域とのまちづくりとの連携や試合開催以外の日常的賑わいの創出ですとか、民間のノウハウを活かして収益を上げていく必要があるのではないかとということも意見を頂いたところであります。同会の意見をふまえてスタジアムの機能を最大限に発揮するために運営手法を検討しているところでありまして、契約案件自身は議会の報告案件にはなっていないと思うんですけども、また、それはいつでも説明をさせていただきますけれども、義務的なものではないと思います。財源につきましては、できるだけ府民に負担をかけることは避けたいということで、国の制度を活用して10分の10をきちっと取ってきたということは褒めてもいいけれども非難するような話ではないんじゃないかなというふうに思っております。今後は、やはり、スタジアムの先進事例とか運営のノウハウをこの事業で調査をして、真に快適かつ効果的なスタジアムになるための最適な運営手法を検討してそれを議会に報告させていただき、ご意見を頂いて最終的に決定をさせていただきますと考えているところであります。

【島田・指摘要望】スタジアム建設についてです。48万人の署名は「亀岡につくれ」という署名ではな

いわけですよ。何も、洪水常襲地域に作らなくてもいいんです。それで、H25年の台風18号による浸水被害など目に見える対策をとらないまま、駅北の広範囲の埋め立てが進められ、先人の知恵である遊水機能が失われ、不安がさらに大きくなっていく中、建設工事を進められることは本当に許されない。これが住民の声であります。洪水常襲地域に住民合意のないまま、建設を何が何でもやるやり方は断じて認められません。契約は中止することを求めておきます。

憲法改正についてこれまで知事は「国会で議論されること」と繰り返されまして、ご自分の考えをともに府民のみなさんに語られませんでした。今回は安倍首相に地方自治の本旨に係わって求めると。しかし、今は、安倍首相は改憲のアクセルを踏んでいるわけですから、この時期に「改正の議論を進めよ」という議論は、これを促進することになるのではないかと、知識人と府民からも指摘をされているわけです。憲法改正について、総選挙後の共同通信の世論調査でも反対は52.6%。安倍首相の下での憲法改正に5割が反対しております。この声を届けて頂きたいと思います。

山田知事は先ほど、今期で退任する表明をおこなわれましたが、拡がる貧困と格差に正面から立ち向かい、どの地域に住んでいても、安心して住み続けられる府政をつくるために、権力におもねる府政ではなく、府民の暮らしの痛みを心に寄せる府政、憲法と地方自治法に基づく自治体として「住民福祉の増進」へ、府民の命と暮らしをまもる府政への転換が必要と痛感しました。安倍政権の暴走に対して、立憲主義、民主主義を守れと市民と野党の共同が発展し、地方政治にも新しい流れが本格化しています。府民の願いにこたえて、府民とともに歩む新しい府政の実現へ、頑張る決意を述べて終わります。

【他会派の代表質問項目】

12月6日

■小鍛冶義広（公明・南区）

1. 山田府政4期目、4年間について
2. 障がいのある人もない人も等しくスポーツに観戦・参加できる環境づくりについて
3. 障がい者にやさしい京都づくりについて
4. 災害時における福祉用具の確保やペットとの同行避難などに関する応援協定について
5. いじめ対策におけるSNSなどの活用について

■秋田公司（自民・南区）

1. 京都経済を支える人づくりについて
2. 公共事業と関連投資について
3. 府立両大学の展望について
4. 保健医療計画等について
5. 府政運営について

12月7日

■池田正義（自民・舞鶴市）

1. 地域創生の取組について
2. 台風21号災害について
3. 財政運営について
4. 東京五輪・パラリンピックに向けた取組について
5. 農山村地域の課題と対策について
6. 京都における国際テロ対策について

12月7日

■田中健志（民進・中京区）

1. 共生社会の実現に向けた取り組みについて
(1)障害者雇用サポート強化事業について
(2)手話言語条例策定の進捗状況について
(3)福祉の星事業について
(4)LGBTについて
2. 主権者教育について

■北川剛司（民新・京田辺市及び綴喜郡）

1. 防災・減災対策について
2. 高齢ドライバーの安全確保について
3. 教育環境について
(1)まなび・生活アドバイザーの資質向上について
(2)校則指導について

■中村正孝（自民・亀岡市）

1. 京都スタジアム(仮称)を「スタジアム・アリーナ改革」の先駆施設とすることについて
2. 地方創生への新展開とまちづくりにおけるIoTプロジェクトの活用推進について
3. ICTを活用した教育について
4. 府内産木材の利用促進について
5. ひきこもり対策について